		周波数[Hz]	数	[s]
可変パルス４	１μsから５μsまでのうちで１μsの整数倍を加えた幅	4,347Hzから6,667Hzまでの任意の１周波数	23から29までの任意の１整数	15.0
可変パルス５	６μsから10μsまでのうちで１μsの整数倍を加えた幅	2,000Hzから5,000Hzまでの任意の１周波数	16から18までの任意の１整数	15.0
可変パルス６	11μsから20μsまでのうちで１μsの整数倍を加えた幅	2,000Hzから5,000Hzまでの任意の１周波数	12から16までの任意の１整数	15.0

注　表の各項については、任意の１の組合せとする。

ウ　チャープレーダー電波試験信号

試験信号	パルス幅[μs]	パルス繰り返し周波数[Hz]	連続するパルス数	繰り返し周期[s]
チャープ	50μsから100μsまでのうちで１μsの整数倍を加えた幅	500Hzから1,000Hzまでの任意の１周波数	１から３までの任意の１整数	12.0

注１　バーストは、12秒間に発射されるものとする。

注２　チャープ幅は、5MHzから20MHzまでのうち、1MHzの整数倍を加えた周波数幅とする。チャープ幅は、バーストごとに任意とし、同一バースト内のチャープ幅は等しいものとする。

注３　バースト数は、８から20までの任意の整数とし、バースト間隔は、12秒間をバースト数で除した時間とする。

注４　１のバースト内で複数のパルスがある場合は、そのパルス幅は等しいものとし、その繰り返し周波数と当該パルスの次の１のパルスの繰り返し周波数との間で関連性を有してはならないものとする。

注５　表の各項については、任意の１の組合せとする。

エ　周波数ホッピングレーダー電波試験信号

試験信号	パルス幅[μs]	パルス繰り返し周波数[Hz]	一のバースト内におけるパルス数	繰り返し周期[s]
ホッピング	1.0	3,000	9	10.0

注１　ホッピング周波数は、5,250MHzから5,724MHzまでの周波数のうち、1MHzの整数倍を加えた周波数のうち任意の周波数とする。

注２　ホッピング間隔は３msとし、全てのホッピング間隔の合計は300msとする。

注３　バースト間隔は３msとする。

⑶　標準信号発生器は、次のように設定する。

搬送波周波数	試験機器の送信（受信）周波数の中心周波数
変調	レーダー信号発生器の出力信号によってパルス変調する。
出力レベル	試験機器の受信空中線で受信する規定入力レベルを次のとおり設定する。

ア　試験機器の最大等価等方輻射電力が200mW未満の場合
　－62dBm

イ　試験機器の最大等価等方輻射電力が200mW以上の場合
　－64dBm

⑷　擬似レーダーパルス信号の等価等方輻射電力測定時のスペクトル分析器⑴は、次のように設定する。

中心周波数	試験機器の送信（受信）周波数の中心周波数
掃引周波数	０Hz
分解能帯域幅	１MHz
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅の３倍程度
Ｙ軸スケール	10dB／Div
掃引時間	測定精度が保証される最小時間
掃引モード	連続掃引
検波モード	ポジティブピーク

注　パルス減感率（スペクトル分析器で測定した擬似パルスレーダーパルスの信号レベルを真のレベルに換算する場合の補正値をいう。）は0.5dBとする。

⑸　試験機器送信停止確認時のスペクトル分析器⑵は、次のように設定する。

ア　レーダー信号発生器の設定が⑵ア及びイの場合

中心周波数	試験機器の送信（受信）周波数の中心周波数
掃引周波数幅	０Hz
分解能帯域幅	１MHz程度
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅と同程度
Ｙ軸スケール	10dB／Div
掃引時間	15ｓ程度
掃引モード	連続掃引
検波モード	ポジティブピーク

イ　レーダー信号発生器の設定が⑵ウ及びエの場合

中心周波数	試験機器の送信（受信）周波数の中心周波数
掃引周波数幅	占有周波数帯幅の許容値以上
分解能帯域幅	１MHz程度
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅と同程度
Ｙ軸スケール	10dB／Div
掃引時間	10ms程度
掃引モード	連続掃引
検波モード	ポジティブピーク

３　試験機器の状態

十四の項の３に同じ。

４　測定操作手順

擬似レーダーパルスとして、２⑵に示す各試験信号を用いて、次のとおり動的周波数選択機能の動作を確認する。

⑴　利用可能チャネル確認